

知的財産登録局 (ニカラグア) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要		収録済
国内段階の手続		情報は現在準備中

略語のリスト

国内官庁： 知的財産登録局（ニカラグア）

指定（又は選択）官庁 N I	知的財産登録局 (ニカラグア) 国内段階に入るための要件の概要	概 要 N I
国内段階に入るための期間	P C T第22条(1)に基づく期間 : 優先日から30か月 P C T第39条(1) (a)に基づく期間 : 優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (P C T規則49.6) ?	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	スペイン語	
要求される翻訳文 ¹	P C T第22条に基づく場合 : 明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正したものの双方）・図面の中の説明・要約書 P C T第39条(1)に基づく場合 : 明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料	通貨 : コルドバ・オーロ (NIO) 特許出願手数料 ¹ NIO 200 実用新案出願手数料 ¹ NIO 100	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	自然人による出願の場合、国内手数料は75%減額される	

[次頁に続く]

¹ P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

N I	知的財産登録局 (ニカラグア) (続き)	N I
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及び あて名 ^{2, 3} 特許出願及び付与について出願人の資格宣言書 ^{2, 3} 先の出願の優先権主張を行う出願人の資格宣言書 ^{2, 3} 出願人の名称変更を証明する書類 ³ 国際出願の翻訳文3通 ³ 出願人がニカラグアに居住していない場合には、代理人の選任 代理人を選任する場合には委任状 該当すれば、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表	
誰が代理人として行為できるか？	ニカラグアで登録された代理人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の 効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な 注意」の両方の基準を適用する。	

2 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の受領の日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。